

## 地域生活支援拠点等の整備について

- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能について、地域の実情に応じた創意工夫により整備。（地域生活支援拠点等の整備）
- 国の基本指針：平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所整備。

### 1. 地域生活支援拠点等の必要な機能

既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能すべてを面的に備える

	機能	国が求める機能
1	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門性	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

### 2. 平成 30 年度 of 取組について

- ・ 各区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置づけ、相談支援機能を充実するとともに、各区障がい者基幹相談支援センターにおいて地域の社会資源との連携体制機能を強化
- ・ 障がい者相談支援調整事業において、相談支援専門員に対する専門的研修を実施するとともに、困難ケースに対する専門的な助言・指導が可能な専門家（スーパーバイザー）を派遣する体制を確保



その他の必要な機能について、障がい福祉サービス報酬改定の状況等を踏まえ、課題に対応するための施策について検討を進めていく

●平成 30 年度障がい福祉サービス等報酬改定において、「地域生活支援拠点等」にかかるものとして下記のものが提示されている。

	機能	報酬改定での対応状況	加算の創設や拡充等
1	相談	計画相談支援事業所にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れ対応を行う加算を創設	「地域生活支援拠点等相談強化加算」 ➤短期入所への受入れ回数に応じて、月4回を限度として、700 単位/回を加算
2	緊急時の受け入れ・対応	緊急の受入れ対応を重点的に評価するため、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを実施	短期入所の「緊急短期入所受入加算」 ➤単位数を引き上げ ・緊急短期入所受入加算Ⅰ 120 単位/日→180 単位/日 ・緊急短期入所受入加算Ⅱ 180 単位/日→270 単位/日  ➤これまで初日のみ算定可としていたものを、初日から7日(やむを得ない事情がある場合は14日)まで算定可能とする
3	体験の機会・場	体験利用加算・体験宿泊加算の見直し	①「体験利用加算」について、初期段階における加算単位数を高く設定 [現行] 300 単位/日 [今後] 初日～5日目までが 500 単位 6日～15日目までが 250 単位  ②拠点等の機能を担う事業所は+50 単位
4	専門性	専門的人材の確保・養成機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、生活介護に重度障がい者支援加算を創設	重度障がい者支援加算 イ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合(体制加算) 7単位/日  ロ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障がい者を有する者に対して個別の支援を行った場合 180 単位/日
5	地域の体制づくり	計画相談支援事業所を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて情報共有を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設	「地域体制強化共同支援加算」 2,000 単位/月(月1回を限度)

※1. 3②. 5は拠点等の機能を担う事業所として市町村が認めた事業所に限り算定可能